

児童福祉法の一部を改正する法律案 概要

(ヤングケアラー支援法案)

趣 旨

「ヤングケアラー^(※)」を支援することの重要性に鑑み、「ヤングケアラー」の実態に関する調査、「ヤングケアラー」・その家族に対する福祉的・教育的な支援に関する施策等について定める

(※) 家庭において育児、介護、日常生活上の世話その他の家事等を過重に負担することにより学習その他の活動に支障を来している児童

実態調査

国及び地方公共団体は、「ヤングケアラー」の実態に関する調査を定期的に行う



調査結果も踏まえつつ

効果的な支援方法の調査研究等、福祉的・教育的支援

- ・国及び地方公共団体は、「ヤングケアラー」の効果的な支援の方法に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行う
- ・国及び地方公共団体は、「ヤングケアラー」・その家族に対する福祉的・教育的な支援（満 18 歳に達した後も引き続き必要と認められるものを含む。）が行われるよう必要な施策を講ずる

国民の理解と関心の増進等

- ・国及び地方公共団体は、「ヤングケアラー」の支援の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう教育活動、広報活動等の充実を図る
- ・その他、国及び地方公共団体は、「ヤングケアラー」の支援のために必要な施策を講ずる